



白石の美しい水を未来へと！

～水道水質検査の21年度結果と22年度計画～

写真：碧玉溪（小原）

託し、最新の機器により精度の高い検査を実施しています。また、水質検査計画は、水道法に規定する水質基準に適合した水道水の供給を行うため、地域の特性や水道施設の状況に合わせ、水質検査（採水）数などを検討した上で、検査の内容を定めています。

●検査の種類

1. 水道水に関する検査
 - ① 毎日行う検査 水道の蛇口から直接採取した水について、残留塩素の量や色、濁りの度合いを毎日検査します。
 - ② 毎月行う検査 病気の原因となる細菌など9項目の検査を行います。
 - ③ 年1回行う検査 細菌や金属類をはじめ、平成22年度は50項目の検査を行います。
2. 水道の原水に関する検査
 - 福岡地区にある3カ所の水源から直接採取した原水を検査するもので、年1回の全項目の検査と同時に39項目の検査を行います。
3. その他の検査
 - 前記①から③までの水質検査は、水道法に基づいた必要最低限の検査です。
 - 上下水道事業所ではさらに安全な水を供給するため、水道の原水を対象とした対策として、クリプトスポリジウム（塩素耐

平成22年度 水質検査項目の頻度

No.	水質基準項目	検査頻度（回/年）		検査主体
		原水	蛇口	
1	一般細菌	12	12	委託
2	大腸菌	12	12	委託
3	カドミウムおよびその化合物	1	1	委託
4	水銀およびその化合物	1	1	委託
5	セレンおよびその化合物	1	1	委託
6	鉛およびその化合物	1	1	委託
7	ヒ素およびその化合物	1	1	委託
8	六価クロム化合物	1	1	委託
9	シアン化物イオンおよび塩化シアン	1	4	委託
10	硝酸態窒素および亜硝酸態窒素	1	4	委託
11	フッ素およびその化合物	1	1	委託
12	ホウ素およびその化合物	1	1	委託
13	四塩化炭素	1	1	委託
14	1,4-ジオキサン	1	1	委託
15	シス-1,2-ジクロロエチレンおよびトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	委託
16	ジクロロメタン	1	1	委託
17	テトラクロロエチレン	1	1	委託
18	トリクロロエチレン	1	1	委託
19	ベンゼン	1	1	委託
20	塩素酸	4	4	委託
21	クロロ酢酸	4	4	委託
22	クロロホルム	4	4	委託
23	ジクロロ酢酸	4	4	委託
24	ジブロモクロロメタン	4	4	委託
25	臭素酸	4	4	委託
26	総トリハロメタン	4	4	委託
27	トリクロロ酢酸	4	4	委託
28	プロモジクロロメタン	4	4	委託
29	プロモホルム	4	4	委託
30	ホルムアルデヒド	4	4	委託
31	亜鉛およびその化合物	1	1	委託
32	アルミニウムおよびその化合物	1	1	委託
33	鉄およびその化合物	1	1	委託
34	銅およびその化合物	1	1	委託
35	ナトリウムおよびその化合物	1	1	委託
36	マンガンおよびその化合物	1	1	委託
37	塩化物イオン	12	12	委託
38	カルシウム・マグネシウムなど（硬度）	1	1	委託
39	蒸発残留物	1	1	委託
40	陰イオン界面活性剤	1	1	委託
41	ジエオスミン	1	1	委託
42	2-メチルイソボルネオール	1	1	委託
43	非イオン界面活性剤	1	1	委託
44	フェノール類	1	1	委託
45	有機物（TOC量）	12	12	委託
46	P H値	12	12	委託
47	味	12	12	委託
48	臭気	12	12	委託
49	色度	12	12	委託
50	濁度	12	12	委託

(2) その他の水質項目

No.	分類	水質基準項目	検査頻度（回/年）		検査主体
			原水	蛇口	
1	クリプトスポリジウム対策	嫌気性芽胞菌	12		委託

性原虫）などの指標菌検査を行い、水道水に潜む危険因子の予防に努めています。

●水質検査の場所

本市の水道水は、自己の水源として蔵王山麓の赤銅湧水と三住湧水、白石川伏流水の岩ノ上水源、そして宮城県仙南塩田広域水道との契約水道水の4カ所から供給されています。

この4カ所を系統別に分け、水源の原水および端末の給水使用者から採水します。

また、水道法に定められている残留塩素濃度が0.1mg/L以下に維持されるよう、

上あることも採水時に確認します。端末給水使用者の採水場所は次の通りです。

- ・ 赤銅水系…福岡蔵本薬師の湯付近・小下倉地内
- ・ 三住水系…深谷保育園
- ・ 広域水道…赤銅・岩ノ上水系…上下水道事業所
- ・ 広域水道…越河公民館
- ・ “ ” …白川公民館
- ・ “ ” …大鷹沢三沢地内

●水質検査の方法

検査用に採取された水道水は、その日のうちに委託した検査機関に運び込まれ、水質基準項目ごとに国の定めた検査方法により、慎重かつ正確に検査が行われます。

●水道水質の基準

水道水質の安全を確保するため、生涯にわたって日常的に連続して摂取しても人の健康に影響が生じない分量を基に、安全性を十分考慮した水質の基準値が、厚生労働省の省令で設定されています。

平成22年度の全項目検査は50項目となっています。

以上が平成22年度水質検査計画

平成21年度 水質検査結果表

No.	分類	水質基準項目	基準値	しらいすいどうの水質	
1	病気の原因となる細菌	一般細菌	100個/ml以下	0個/ml	
2		大腸菌	検出されないこと	検出せず	
3	少量で害になる金属類	カドミウムおよびその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満	
4		水銀およびその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005mg/l未満	
5		セレンおよびその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満	
6		鉛およびその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満	
7		ヒ素およびその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満	
8	青酸化合物	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	0.005mg/l未満	
9		シアン化物イオンおよび塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満	
10	無機物	硝酸態窒素および亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.36mg/l	
11		フッ素およびその化合物	0.8mg/l以下	0.08mg/l	
12		ホウ素およびその化合物	1.0mg/l以下	0.01mg/l	
13	四塩化炭素	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002mg/l未満	
14		1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005mg/l未満	
15	有機溶媒や金属洗浄剤ドライクリーニングに使用されている物質	シス-1,2-ジクロロエチレンおよびトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.004mg/l未満	
16		ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.002mg/l未満	
17		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.0005mg/l未満	
18		トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	0.002mg/l未満	
19		ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満	
20		塩素酸	0.6mg/l以下	0.06mg/l未満	
21		クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002mg/l未満	
22		クロロホルム	0.06mg/l以下	0.003mg/l	
23		ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.004mg/l	
24		ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001mg/l未満	
25	消毒剤・消毒副生成物	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満	
26		総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.004mg/l	
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.02mg/l未満		
28	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.002mg/l		
29	プロモホルム	0.09mg/l以下	0.001mg/l未満		
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.008mg/l未満		
31	比較的少量で害になる金属類	亜鉛およびその化合物	1.0mg/l以下	0.01mg/l未満	
32		アルミニウムおよびその化合物	0.2mg/l以下	0.02mg/l未満	
33	銅およびその化合物	鉄およびその化合物	0.3mg/l以下	0.03mg/l未満	
34		銅およびその化合物	1.0mg/l以下	0.01mg/l未満	
35	味や色を悪くする金属類	ナトリウムおよびその化合物	200mg/l以下	4.5mg/l	
36		マンガンおよびその化合物	0.05mg/l以下	0.005mg/l未満	
37		その他	200mg/l以下	4.8mg/l	
38		無機物	カルシウム・マグネシウムなど（硬度）	300mg/l以下	22.8mg/l
39		（ミネラル分）	蒸発残留物	500mg/l以下	61mg/l
40		洗剤成分	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02mg/l未満
41		水ににおいをつける物質（生物由来）	ジエオスミン	0.0001mg/l以下	0.00001mg/l未満
42			2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下	0.00001mg/l未満
43		洗剤成分	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.005mg/l未満
44		水ににおいをつける物質（化学物質由来）	フェノール	0.005mg/l以下	0.0005mg/l未満
45	有機物		過マンガン酸カリウム消費量	3mg/l以下	0.3mg/l未満
46	その他基本的項目	P H値	5.8以上8.6以下	7.4	
47		味	異常でないこと	異常なし	
48		臭気	異常でないこと	異常なし	
49		色度	5度以下	1度未満	
50		濁度	2度以下	0.1度未満	

■平成21年度の水質検査結果は水道法の水質基準にすべて適合

水道の水質検査の結果と水質検査計画は、厚生労働省の水質基準に関する省令の定めにより公表することになっています。

そこで、本市の平成21年度の水質検査結果と、平成22年度の水質検査計画をお知らせします。

上下水道事業所では、市民の皆さまに安全でおいしい水を安心してご利用いただくため、水道法に基づく50項目の水質検査を年1回実施しています。

平成21年度に行った検査結果は、すべての項目で基準値を大きく下回り、「きれい」で「安全」な水であることがあらためて確かめられました。

なお、平成21年度は水道法により指定を受けた水質検査機関に委託して、年間を通じて定期的に必要項目の水質検査を行い、水質の管理を行っています。

■平成22年度白石市水道水質検査計画に基づき実施します

●はじめに

水質検査計画は、水道水の水質検査（採水）の場所、検査項目、検査回数等を定めたものです。水質検査は以前から行ってきまされたことにより、水質検査の計画策定が義務化され、この規則に基づき計画を策定し、公表するものです。

なお、水質検査計画の検査項目は、検査の結果により項目を変更するなど、毎年度見直しながら検査を進めています。

●基本方針

水質検査計画に基づき行う水質検査は、水道法第20条の指定を受けている水質検査機関に委

■問い合わせ先

上下水道事業所
☎25-5522

●ホームページ URL
http://www.city.shiroishi.miyagi.jp/section/suido/

画の概要ですが、今後とも「安全」で「安心」な水道水を皆さまに供給するため、水道水質のより一層の安定を図るよう努力していきますので、ご理解ください。また、詳しくお知りになりたい方は、白石市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。



▲水質検査は専門の検査機関に委託